令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

［(1)～(5)　略］

［八～へ　略］

［二～九　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（こども家庭庁長官が定める施設基準の一部改正）

第七条　こども家庭庁長官が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第１の１の児童発達支援給付費の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準 イ　通所給付費等単位数表第１の１のイ(1)の㈣、(2)の㈣及び(3)の㈣を除く。）を算定すべき指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第五項及び第六条第六項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）の施設基準 次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。 (1)　当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第六条第一項第二号に規定する児童指導員又は保育士（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この(1)において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この(1)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある指定児童発達支援事業所（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）（以下この号において「児童指導員等」という。）	一　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第１の１の児童発達支援給付費の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準 イ　通所給付費等単位数表第１の１のイ(1)の㈣、(2)の㈣及び(3)の㈣を除く。）を算定すべき指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第五項及び第六条第六項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）の施設基準 次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。 (1)　当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第六条第一項第二号に規定する児童指導員又は保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士（以下この号において「児童指導員等」という。）並びに指定通所基準第五条第二項に規定する機能訓練担当職員（以下この号において「機能訓練担当職員」という。）及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。
［(1)～(5)　同上］ ［八～へ　同上］ ［二～九　同上］	